

中学校公民的分野教科書における 自衛隊記述の変遷（下）

前 圭 一

目 次

はじめに

- (1) 憲法をめぐる動きと検定・教科書記述の変遷
- (2) 憲法第九条解釈の変遷
- (3) 自衛隊記述の変遷
 - I) 自衛隊記述の登場（以上前号）
 - II) 検定強化と自衛隊記述の変遷（本号）
 - III) 部分的前進と逆流現象のあらわれ

おわりに

II) 検定強化と自衛隊記述の変遷（続）

それでは、自衛隊の記述をいくつかの観点から検討してみよう。

① 国際情勢と自衛隊の成立事情

当時の国際情勢が自衛隊の成立に決定的な影響を与えたのはいうまでもないが、この点はどのように記述されているか。

自衛隊記述にかかわる部分で、戦後の米ソ両陣営の対立という大きな時代背景については不思議なことに多くの教科書では全くふれられていない。この点が、自衛隊成立についての説得力ある記述がみられないことに通じている。かろうじて、学校図書（1961，65，68年検定版）、帝国書院（1957年検定版）、東京書院（1961年検定版）、日本書籍（1965，68，71，74年検定版）で記述されているのみである。記述されていても、ごく簡単な記述にとどまっている。この中において、帝国書院（1957年版）の記述は当時の国際情勢の中に自衛隊が位置づけられている点で注目される。ここでは「日本の国際的地位」という項目の中で、ポツダム宣言の趣旨にもとづいて日本が「平和を愛する民主主義的な国家として再発足することになった」が、1951年のサンフランシスコ講和会議の結果、「こうしてわが国は平和条約の成立によって、国際社会に復帰す

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷(下) (前)

ることができた。しかし、戦後、日が立つにつれて、かつてともに戦ったアメリカとソ連とは、ことごとに対立するようになり、両者の間には深いみぞをしょうじてきた。平和条約も、実はそのような国際的な雰囲気のないなかで調印されたのである。そのため、ソ連をはじめ社会主義国家群やインド・ビルマなどは講和を結ぶことができなかつた。」と記述したあと自衛隊について述べてい

図1 朝鮮戦争記述の有無
(記述あり○、記述なし×)

検定年度 教科書会社	'61	'65	'68	'71	'74
大阪書籍	—	×	×	×	○
学校図書	×	×	×	×	○
教育出版	×	—	○	○	○
清水書院	×	○	○	○	○
中教出版	○	○	○	○	○
帝国書院	×	—	×	×	×
東京書籍	○	—	×	×	○
日本書籍	—	○	○	○	○

(※ 一は該当の教科書がみあたらず、記載の有無を確認できなかった分)

図2 連合国軍総司令部の指令の記述の有無
(記述あり○、記述なし×)

検定年度 教科書会社	'68	'71	'74	'77
大阪書籍	×	×	○	○
学校図書	×	×	×	○
教育出版	×	×	×	○
清水書院	×	○	○	○
中教出版	×	×	×	×
帝国書院	×	○	○	○
東京書籍	×	×	○	○
日本書籍	○	○	○	○

る。

自衛隊成立の直接のきっかけとなった朝鮮戦争については、図1のように1961年検定版で二つの教科書がとりあげ、徐々に増えて1974年検定版ではほとんどの教科書で記述されるようになる。問題は、朝鮮戦争に際して誰がどういう目的で自衛隊をつくったかという点であるが、この誰がという点、すなわちGHQの指令により作られたことについては、図2のように、

1968年検定版で日本書籍が初めて記述し、71, 74年検定版とふえていき、77年検定版では一社を除きほとんどの教科書で記述されるようになる。しかし、朝鮮戦争の時に、在日米軍が朝鮮半島に出動し空白になった日本の治安維持のためにGHQ(マッカーサー)の指令にもとづいて警察予備隊が創設されたという成立事情については、各社とも明確な記述がみられず、朝鮮戦争をきっかけにしてどうして警察予備

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷(下) (前)

隊がおかれるようになるのか理解できない形となっている。すなわち、自衛隊理解のうえで一つの重要なポイントとなる部分の記述が極めて不十分である。この点は大阪書籍の1965年検定版で「他国から侵略されたときは、国を守る自衛権があるというたてまえから一九五四年(昭和二九)に自衛隊がおかれた。」と記述されていることに代表されるように、もっぱら日本の自衛のためという観点からのみ説明する記述が眼につく。(東京書籍・学校図書1961年検定版、清水書院1965年検定版)この中において、中教出版は「わが国の警察力をおぎなうため」警察予備隊がおかれたと説明しているが、これは軍隊としての性格を覆いかくす説明といわざるをえない。

② 憲法第九条と自衛隊

憲法第九条と自衛隊との関連については、自衛隊記述が教科書に登場した時点ではふれられていたのに1961、65、68年検定版ではふれられなくなる教科書がでてくる。(東京書籍、学校図書 なお、教育出版は61年検定版でふれられているが、65、68年検定版で消える。)この部分の記述がなされている教科書でも、中教出版のように憲法第九条の解釈をめぐる意見の対立を紹介したあとで、「しかし、現在、日本の国土と安全を守るために自衛隊がある」(1965、68年検定版)「実際には、国土の安全を守るために自衛隊が存在している。」(1971年検定版)と、自衛隊の存在を肯定的に描くことに重点がおかれている。この点、一貫して憲法第九条の解釈をめぐる意見について双方の主張をきっちり説明している日本書籍とは対照的である。

ところが、1971年検定版の段階からはかなりの教科書でふれられるようになり、1977年検定版ではすべての教科書で記述されるようになる。

③ 自衛隊の目的・任務

自衛隊法は、第三条で日本の防衛と治安維持を自衛隊の任務とし、第六章の各条で防衛出動、治安出動、災害派遣といった自衛隊の行動を規定している。これらの自衛隊の任務・行動についてはそれがもつ問題点とともにしっかり記述される必要があるが、教科書では意外にきっちり記述されていない。国の防衛もしくは自衛というごく一般的な記述にとどまっており、自衛隊法第三条にもとづいて「わが国の平和と独立を保つために」自衛隊がもうけられたとの

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷(下) (前)

記述がよく眼につく。(大阪書籍1971, 74年検定版, 学校図書1968年検定版, 中教出版1957, 65年検定版, 帝国書院1961, 68年検定版)

自衛隊法にも明記されている治安維持という任務と行動については、ほとんどの教科書が記述していない。唯一大阪書籍1954年版が「内閣の仕事」のなかで「国内で暴動が起ったり, 災害があった場合, 早くそれを治めて, 国民生活の安定をはかるのも, 政府のたいせつな仕事である。このため, 政府は, 自衛隊をもっている。」と記述している。(同社1974年検定版の「自衛隊は, 平和と秩序をまもり, ……」の「秩序をまもり」の部分は治安維持をさしていると思われる。)

④ 自衛隊の組織と現状

自衛隊の組織については, 国家行政機構の一覧表の中に防衛庁が位置づけられている。防衛施設庁や国防会議については記載されていない場合が多い。また, 自衛隊の組織図は記載されていない。

自衛隊の現状に関する記述を教科書会社別に項目的にまとめると, 以下のようになる。

<大阪書籍> (1968, 71年検定版……※以下, 「年検定版」の部分省略) 公務員の種類と数

<学校図書> (1974) 強化

<教育出版> (1968) 拡大, (71) 増強, (74) 増強, (年表) 自衛隊の推移(※説明文→隊員数・装備の近代化がはかられていること), (図) 防衛計画規模の推移

<清水書院> (1965, 68, 71, 74) 増強

<中教出版> (1961, 65, 68, 71) 強化, (1974) 改組・強化

<帝国書院> (1971, 74) (図) 公務員と政府関係職員の所属と人数——防衛庁

<東京書籍> (1961) 拡大, (1968) (写真→航空自衛隊の訓練) ※説明文→隊員数, 装備の現状と近代化がはかられていること, (1971) 68年の記述に加えて (図) 防衛関係費の足どり, (1974) 自衛

<日本書籍> (1965) 強化, (写真) 自衛隊の演習, (図) わが国の防衛費,

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷(下) (前)

(写真)

自衛隊の増強・強化という記述については、一例をあげれば「警察予備隊は、日本の独立とともに強化された。」(学校図書1971年検定版)にみられるようにごく簡単に記述されているのみである。防衛関係費は1965年段階で日本書籍が記述して以後、東京書籍と教育出版の三社があげているにとどまっている。自衛隊員数の現状については1968年に大阪書籍と東京書籍、1971年に帝国書院、1974年教育出版が記述しはじめているが、学校図書・清水書院・中教出版・日本書籍はまったく記述していない。装備の現状については、東京書籍の1968、71年検定版のみが記述している。このように、自衛隊の増強・強化という事実の記述については一部の教科書(教育出版、東京書籍、日本書籍)をのぞいて、全体としてそれを裏づける説明や資料が不十分である。

Ⅲ) 部分的前進と逆流現象のあらわれ(1977年～83年)

I)、II)と同様に、各検定の年順に自衛隊記述をならべてみる。

◎1977(昭和52)年検定版

★大阪書籍(中学社会 公民的分野)

〔第3章 国民生活と政治 第1節 民主政治と日本国憲法 2 日本国憲法の基本原則 平和主義〕

「1950年(昭和25)におこった朝鮮戦争をきっかけに、占領軍の命令で設けられた警察予備隊は、その後しだいに強化されて自衛隊となり、今日にいたっている。これについて、憲法第9条との関係をどう考えるか、議論が大きく二つに分かれている。

一つは、国の自衛権は否定しないが、憲法の精神からしても戦争は全面的に放棄したので、自衛のための戦力もゆるされないという意見である。もう一つは、国に自衛権が認められる以上、自衛のための戦力をもつことはできるのであって、侵略のための戦力はゆるされないという意見である。

現在、政府は、自衛隊は自衛力であって憲法第9条の戦力にあたらないという見解をとっており、逐次増強されているが、これに対しては、憲法の規定に違反するという意見も少なくない。

〔※図〕防衛関係費の増大 (活字小) (P158~59)

〔第3章 第3節 政治のしくみとはたらき 2 内閣のしくみとはたらき〕

「(※図) 国の行政のおもなしくみ (1974年検定版と同じ)」(P179)

「行政のはたらき

【外交と防衛】……………。国土の防衛については、陸上・海上・航空の自衛隊がおかれ、日米安全保障にもとづいて、アメリカ軍が沖縄をはじめ日本各地に駐留している。防衛関係費も年々増加している。」(活字小) (P180)

「公務員

(※図) 公務員などの種類と数

国家公務員——防衛庁」(P181)

★学校図書 (中学校 社会 公民的分野)

〔IV 国民生活と政治 1章 わたしたちの生活と政治 6 平和主義 戦争の放棄〕

「1950 (昭和25) 年、朝鮮戦争がおこった際、連合国総司令部の指示でわが国には警察予備隊が設けられ、その後保安隊となった。そして、1954 (昭和29) 年には、陸海空の自衛隊に発展し、装備もしだいに増強されるにいたっている。しかし、憲法は、平和主義の立場から、軍隊をもつことを禁じているから、この自衛隊の存在が、憲法に違反しないかどうかについて、今日なお論争が続けられている。政府は、自衛のための必要最小限度の実力は、憲法が保持を禁止する戦力にあたらぬという見解をとっているが、これに対して戦力にあたるから違憲であるという主張もある。

(※写真と図) 自衛隊の観閲式と防衛関係費の移り変わり (活字小) (P189~90)

〔IV 2章 日本政治のしくみとはたらき 3 内閣のしくみとはたらき〕

「(※図) わが国の行政機構

内閣——総理府——防衛庁
|
——国防会議 |
 └防衛施設庁」(P203)

「外文と防衛

また、国土の防衛のために自衛隊を設け、アメリカ合衆国との間に安全保障

条約を締結し、その軍隊の駐留や、国内における軍事施設の使用を認めている。」(P211)

★教育出版(新版 中学社会 公民的分野)

〔国民生活と政治 I 民主政治と日本国憲法 2 日本国憲法の基本的原則
平和主義〕

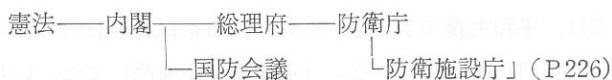
「【国勢情勢と自衛隊】 その後、米ソ二大勢力の対立によって国際情勢の緊張がますます激しくなり、1950(昭和25)年に朝鮮戦争がおこったことがきっかけとなり、連合国軍総司令部の命令によって警察予備隊がもうけられ、これが増強されて今日の自衛隊となった。また、1960年代から70年代へと、国際情勢も変化し、局部的には世界の各地で武器をとる戦いがしばしばみられた。こうした国際緊張のなかで、自国の平和と安全を守るにはどうしたらよいかという問題が議論されるとともに、自衛隊の存在が憲法にてらして適法かどうか、たえず問題とされてきた。(※以下、活字小)

今日では、陸上・海上・航空の各自衛隊が各地におかれている。政府は自衛隊を合憲と解釈していて、これを支持する意見も多いが、自衛隊を違憲とする意見もある。

(※図) 自衛隊の推移、防衛計画規模の推移(※この図の部分は1974年検定版と同じ)」(P216)

〔国民生活と政治 II 日本の政治のしくみとはたらき 1 国会・内閣・裁判所〕

「行政のしくみ



★清水書院(日本の社会と世界 公民的分野)

〔第4編 私たちの生活と政治 1 日本国憲法 日本国憲法の基本的原則〕

「■国の安全と自衛権

しかし、朝鮮戦争(1950年)がおこったころから、憲法では戦力を保持しないと定めているが、日本が独立国である以上、国としての自衛権をもつのは当然であり、自衛のためには軍備をもつことができるという意見もあらわれた。

〔※以上の部分まで1974年検定版と同じ〕

1950年、占領軍の指令によって警察予備隊がつけられ、翌年、平和条約の締結と同時に、アメリカ合衆国とのあいだに安全保障条約を結んで、アメリカ合衆国の日本駐留を認めた。(→261ページ)そして1954年には自衛隊が設けられた。その装備もしだいに増強され、今日では、アジアでも有数の実力をもつといわれるまでに成長している。憲法第9条と自衛隊との関係について、自衛隊は憲法第9条で禁じている戦力にあたるから憲法違反であるという意見も少なくないが、政府は、自衛のために必要な最小限の実力を備えることは第9条で禁止する戦力の保持にあたらぬという見解をとっている。(P184~85)

〔第4編 3 議会制と権力分立 行政をになう内閣〕

「(※図) 国家行政機構一覧

内閣——総理府——防衛庁—(しごと)防衛庁は、自衛隊の管理・運営を行い、そこに防衛施設庁がおかれる。(P217)

〔第4編 5 国際政治と日本 世界平和と日本〕

「■アジアの緊張と日本の平和主義

アジアの島国である日本は、ソビエト連邦、中華人民共和国などの社会主義国家とアメリカ合衆国のあいだにあって、いわゆる二つの世界の接する地点に位置している。1949年、中華人民共和国が成立し、翌年朝鮮戦争がおこって東アジアにも緊張がたかまってきた。そのため、日本は占領軍の指令によって警察予備隊を設け、1951年(昭和26)には、サンフランシスコ平和条約と同時にアメリカ合衆国とのあいだに安全保障条約を締結した。……

ところで、わが国では、平和主義のたてまえから、自衛以外の目的のために自衛隊を使わないことを明らかにしている。(憲法第9条参照)また、いわゆる非核三原則(→258ページ)の政策をとって、自衛隊はもちろん、アメリカ駐留軍にも核武装を認めないことにしている。すなわち、憲法にかかげる平和主義を守り、他面、日米の共同防衛体制によって日本の安全を維持しながら、アジアの安全につくそうとしているのである。(※すなわち以下の部分は1971年検定版と同じ)」(P261~62)

★中教出版(中学生の社会科 現代の社会 <公民>)

〔国民生活と政治 第2章 日本国憲法 3 平和主義〕

〔(※注の部分) ②平和主義〕

*憲法第9条の条文解釈をめぐる、侵略のための戦争はいけないが、自衛のための戦力までは否定されていないと見る意見と、自衛のための戦力も許されないとする意見とがある。さらに、現在ある自衛隊についても、これが第9条の戦力にあたるかどうかで、意見が分かれている。(※以上の部分は1974年検定版と同じ) 政府は、現在の自衛隊は第9条の戦力にはあたらないとの見かたをとっている。(活字小) (P197)

「●平和への国際協力● 永久の平和は、1国だけの念願では達成できない。日本国憲法の前文では、わが国は、平和を愛する諸国民とともに、世界の平和に貢献したいとのべている。わが国は、「専制と隷従、圧迫と偏狭」をとり除こうと努めている国際社会で、「名誉ある地位」をしめたいと思う、という憲法の宣言を生かすためにも、積極的に国際平和の確立に努めなければならない。

しかし、実際には、軍備縮小の効果をあげることは、なかなか困難である。わが国の自衛隊も、装備の面においては増強しつづけているのが実情である。

(※写真) 自衛隊 観閲式のようす。

(※図) 日本の防衛関係費の推移」(P198~99)

★帝国書院(中学社会科 公民 最新版)

〔第4章 政治と国民生活 第1節 日本国憲法の概要 4 平和主義〕

「戦力と自衛隊 1950年(昭和25)、連合国指令部の命令で警察予備隊が設けられ、それがのちにアメリカの援助のもとに増強され、保安隊・警備隊(1952年)をへて、さらに自衛隊にまで成長した(1954年)。この間に、これらの部隊は憲法9条で保持を禁止されている戦力にあたるかどうか、論議されてきた。政府は、自衛隊は日本の国土の安全を守るための「防衛力」であり、「戦力」ではないと主張してきたが、野党や学界では、自衛隊を違憲と考える意見が有力である。

(※図) 防衛費の増大」(P191)

〔第4章 第3節 議会制と権力の分立 2 内閣〕

「(※図) 行政のしくみ

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷(下) (前)

内閣——総理府——防衛庁」(P217)

「(※図) 公務員と政府関係職員の所属と人数 国——防衛庁」(P221)

〔第4章 第5節 国際政治と平和 2 国際平和と日本〕

「日本の外交論争 ……………

日本の防衛力をどのようにするかについて、防衛力をもっと強化しようとする人々と、現在の防衛力をしだいにへらし、将来は非武装中立でいくほうがよいという人々の間で、意見がわかれている。」(P268～69)

★東京書籍 (●公民的分野)

〔第3編 政治と国民生活 第1章 民主政治の原則 3 日本国憲法の基本

(3) 平和主義〕

「憲法と自衛隊 (※この部分、「朝鮮戦争にあたり」が「朝鮮戦争がおり」に変わった以外1977年検定版と同じ)

(※図) 自衛隊の歩み

(※図) 防衛関係費の移り変わり」(P156～57)

〔第3編 第2章 日本の政治のしくみ 3 行政権をもつ内閣〕

「(1) 行政のしくみ

国のおもな行政組織

内閣——総理府——防衛庁」(P194)

「(2) 行政のはたらき

(※図) 予算の使いみちの移り変わり 防衛関係費」(P196)

「外交と防衛 ……………

国家の防衛のためには、陸上・海上・航空の各自衛隊がおかれている。また、日米安全保障条約にもとづいて、アメリカ軍が沖縄をはじめ日本各地に駐留している。国の予算のなかで防衛関係費の占める率は、決して少なくない。(→P156)」(活字小) (P197)

★日本書籍 (中学社会 公民的分野)

〔国民生活と政治 第3章 平和主義 3 わが国の平和主義〕

「平和憲法と自衛隊 日本国憲法が施行されてから3年たった1950年(昭和25)に朝鮮戦争がおり、日本にいたアメリカ軍が出動すると、連合国軍最高司令

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷(下) (前)

官は日本政府に警察予備隊の設置を指令した。警察予備隊は、日本が平和条約を結んだのちの1954年に自衛隊と改称され、陸海空の3部隊が整備された。これに対して国民のあいだには、自衛隊が憲法第9条に違反するという意見があった。しかし政府は、国には自衛権があり、そのための最小限度の実力は憲法で禁止する「戦力」ではないという見解をとり、その増強に努めてきた。その結果、自衛隊はアジアで最も強力な戦闘組織のひとつとなった。

(※図) わが国の防衛費

(※写真) 自衛隊のパレード (※1974年検定版の写真と同じ) (P254~55)

◎1980 (昭和55) 年検定版

※この分については、本論集 (大阪経済法科大学論集) 第十六号に資料として掲載しているので参照されたい。

なお、この論集に掲載した資料には行政組織に関しては収録していないので、ここで付け加えておきたい。

★大阪書籍

「国の行政のおもなしくみ

内閣——総理府——防衛庁 防衛施設庁 国防会議」(P75)

「公務員などの種類と数

国家公務員——防衛庁」(P78)

★学校図書

「日本の行政組織

内閣——総理府——防衛庁

└─国防会議 └─防衛施設庁」(P60)

「公務員の種類と数

国家公務員——防衛庁」(P62)

★教育出版

「行政のしくみ

憲法——内閣——総理府——防衛庁

└─国防会議 └─防衛施設庁」(P65)

★清水書院

「国の行政機構

内閣——総理府——防衛庁——（しごと）防衛庁は、自衛隊の管理・運営を行い、そこに防衛施設庁がおかれる。」（P63）

★中教出版

「行政のしくみ

内閣——総理府——防衛庁
└─国防会議 └─防衛施設庁」（P66）

★東京書籍

「国のおもな行政組織

内閣——総理府——防衛庁
└─国防会議」（※みひらきにも「日本の政治のしくみ」の図があり、行政組織図もふくまれている）（P92）

「（※図）予算の使いみちの移り変わり……防衛費」（P93）

「行政のはたらきと予算

6 外交と防衛……

国の防衛のためには陸上・海上・航空の各自衛隊がおかれている。^{*1} また、日米安全保障条約にもとづいて、アメリカ軍が沖縄をはじめ日本各地に駐留している。国の予算のなかで防衛関係費は、けっして少なくない。

（※注の部分）^{*1} 国会や内閣が自衛隊を統制するしくみを、文民統制という。国防に関する重要なことがらを決めるのは、国防会議で、これは内閣におかれる。自衛隊の最高指揮権をもつのは内閣統理大臣であるが、その命令をうけて防衛庁長官が自衛隊を統轄する。こうした内閣の統制はすべて国会に対して責任をおう。」（活字小）（P95）

★日本書籍

「政府のしくみ

内閣——総理府——防衛庁
└─国防会議」（P84）

©1983（昭和58）年検定版

★大阪書籍（中学社会 公民的分野）

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷(下) (前)

〔第1章 わたしたちの生活と民主政治 第1節 人間の尊重と日本国憲法
3 日本国憲法の基本原則—平和主義〕

「(※写真) 自衛隊の観閲式(※1980年検定版と同じ)

(※図) 各国の軍事費用(1982年版防衛白書)」(P29)

「1950年(昭和25)におこった朝鮮戦争……憲法の規定に違反するという意見も少なくありません。」(※この部分は以下の箇所をのぞいて1980年検定版と同じ。「自衛隊と改称され」→「自衛隊法が制定され」)(活字小)(P29)

「(※図) 自衛隊のおもな装備の推移(1982年版防衛白書)

(※図) わが国の防衛関係費の推移(1982年版防衛白書)」

〔第1章 第2節 日本の政治のしくみとはたらき 2 行政権をもつ内閣〕

「国の行政のおもなしくみ

内閣—総理府—防衛庁 防衛施設庁 国防会議」(P54)

「公務員などの種類と数

国家公務員—防衛庁」(P57)

★学校図書(中学校 社会 公民的分野)

〔I 国民生活と政治 2 国民生活と日本国憲法〕

「平和主義

しかし、憲法制定から35年をへた今日、国際および国内情勢が大きく変わり、この規定をめぐる考え方の上にも対立が生じてきている。

(※写真) 日本の自衛隊も参加した「リムバック'82」(環太平洋合同演習)のようす」(P26)

〔I 3 国の政治のしくみ 議院内閣制と行政〕

「日本の行政組織(1983年8月現在)

内閣—総理府—防衛庁

└─国防会議 └─防衛施設庁」(P60)

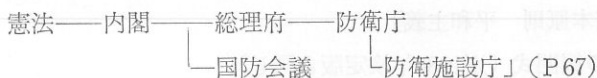
〔I 4 国際社会と平和 国際社会の変化と日本〕

「朝鮮戦争と警察予備隊(※以下、1980年検定版P80～82と同じ)」(P80～82)

★教育出版(改訂 中学社会 公民的分野)

〔第四章 日本の政治のしくみとはたらき (3) 行政をになう内閣〕

〔※図〕 行政のしくみ (1983年 8 月現在)



「外交と防衛 ……………

国土の防衛について、わが国の憲法は、国際紛争を解決する手段として武力を用いることを放棄し、陸海空軍などの戦力をもつことを禁止している (第 9 条)。わが国は、「恒久の平和を念願し」、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」(前文)のである。世界には、憲法のなかで侵略のための戦争をしないと宣言している国もあるが、わが国ほど徹底した平和主義をとっている国はない。

しかし、世界の現実をみると、人々の平和への願いにもかかわらず、多くの国が軍備の増強に努め、また、武力によって紛争の解決をはかることも少なくない。わが国は、1952 (昭和 27) 年以降、アメリカ合衆国との間に日米安全保障条約を結び、アメリカ軍の国内駐留を認めてきている。また、1950 年におこった朝鮮戦争をきっかけとして、連合国軍最高司令官の指令によってつくられた警察予備隊は、その後 1954 年に法律の制定によって自衛隊に改められ、陸海空の 3 部隊を設けるまでになった。

自衛隊については、その合憲性がたえず問題にされてきたが、政府は、自衛隊は憲法第 9 条でいう「戦力」ではないという見解をとり、防衛力の増強をはかりながら今日にいたっている。しかし、国民の間には、自衛隊は憲法に違反するという意見もある。

〔※図〕 防衛計画規模の推移

〔※写真〕 自衛隊の演習 (1981 年 9 月東富士演習場) (P70~71)

★清水書院 (日本の社会と世界 新訂版)

〔第 2 編 私たちの生活と政治 第 2 章 議会制民主主義 3 内閣〕

〔※図〕 国の行政機構 (1983 年 3 月)

内閣——総理府——防衛庁 (しごと) 防衛庁は、自衛隊の管理・運営を行い、そこに防衛施設庁がおかれる。(P67)

〔第 4 編 国際社会と日本 第 2 章 世界の平和と日本 1 第二次世界大戦

後の国際社会]

「東アジアの動きと日本 (※この部分、1980年検定版P206と同じ)」(P214～15)

★中教出版 (中学生の社会科 現代の社会)

〔公民〕

〔◆ 人間尊重の社会をめざして 4 平和主義と主権者 日本の平和主義〕

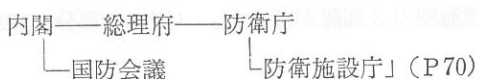
「憲法第9条と自衛隊 現在、わが国には、自衛隊がおかれているが、自衛隊は、1950年(昭和25)、朝鮮戦争の発生を機に連合軍総司令部の指令によって設けられた警察予備隊が、その後、法律をもとに改組・拡充され、保安隊をへて、1954年に成立したものである。その存在については、日本国憲法第9条に反するのではないか、との意見も見られるが、政府としては、警察予備隊の設置以来、つねに合憲であるとの立場に立ち、自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力」で、第9条の「戦力」にあたらぬ、との見方をとっている。

(※活字小)

(※図) わが国の防衛関係費の推移」(P32)

〔Iわたしたちのくらしと政治 第1章 国民主権と議会政治 4 議院内閣制〕

「(※図) 行政のしくみ



★東京書籍 (改訂新しい社会【公民】)

〔第1編 政治とわたしたちの生活 第1章 人間の尊重と日本国憲法 2 国民主権と平和主義 平和主義〕

「憲法と自衛隊 第二次世界大戦後、米ソ両陣営の対立がはげしくなり、1950年には朝鮮戦争がおこった。このとき、日本は連合国の占領下にあったが、連合軍総司令部の指示で警察予備隊が設けられた。平和条約が結ばれたのも保安庁法によって、それは保安隊となった。1954年には、自衛隊法が制定され、陸上・海上・航空の自衛隊がつけられ、その後装備の面でも増強がつけられてきている。

(※図) 防衛費の移り変わり (防衛白書1982年版)

(※図) 自衛隊の装備の移り変わり (防衛白書1982年版ほか) (P 39)

〔第1編 第2章 政治と国民生活 3 民主政治のしくみとはたらき 行政権をもつ内閣〕

「(※図) 日本の政治のしくみ

行政<内閣> 国防会議

→<行政官庁>防衛庁」(P74~75)

「(※図) 行政のはたらき

内閣——各省——外交と防衛→国民」(P76~77)

「6 外交と防衛、(* 1 【自衛隊の文民統制】……注の部分) (※これらの部分は1980年検定版P95と同じ)」(P78)

★日本書籍 (中学社会 公民的分野)

〔国民生活と政治 第2章 国民主権 2 行政をおこなう内閣〕

「(※図) 政府のしくみ

内閣——総理府——防衛庁」(P84)

〔国民生活と政治 第3章 平和主義 2 日本の国際的立場と平和を求める動き〕

「平和憲法と自衛隊

【自衛隊の創設】1950年に……陸海空の3部隊ができた。(※この部分、1980年検定版と同じ)

自衛隊は憲法第9条に反するという意見もある。しかし政府は、国には自衛権があり、日本の自衛隊は憲法が禁止している「戦力」ではないとし、国力の発展に応じて、その増強につとめてきた。その結果、自衛隊は、その予算や装備の面で、アジアでも有力な軍事力のひとつとなった。そして、もし日本国内で、日米のいずれか一方に対する武力攻撃があるばあい、日米安全保障条約にもとづいて、自衛隊はアメリカ軍と任務を分担して共同行動をとることになっている。

日本の平和と安全は、日米安全保障条約や自衛隊によって守られてきたという意見は強い。自衛隊は災害救助にも役立っており、その存在を認める世論も

ひろまった。しかし一方では、これを危ぶむ声もあり、アメリカが戦争をおこせば、日本も戦争にまきこまれるという危険性も指摘されている。

(※図) 防衛費の推移

(※写真) 沖縄での米軍演習に参加した自衛隊員 沖縄とその近海での米軍大演習に、自衛隊員が迷彩服姿で参加した(1978年8月)(※写真説明文活字小) (P124~25)

それでは、この時期の自衛隊記述の分析にはいろう。

1950年代後半から1970年代前半の時期における検定強化の下で、自衛隊が法的存在として描かれる過程が進行したが、1970年代後半からは一定の変化がみえはじめる。

第一に、自衛隊の現状認識とかかわって、「自衛隊はアジアで最も強力な戦闘組織のひとつとなった」(日本書籍1977年検定版)「自衛隊は、その予算の面でも装備の面でもアジアで最も有力な軍事力のひとつとなっている。」(日本書籍1980年検定版)「今日では、アジアでも有数の実力をもつといわれるまでに成長している。」(清水書院1977年検定版)という記述があらわれてくる。

第二に、日米安全保障条約とかかわって、日本が戦争にまきこまれるという意見もあるという形での記述があらわれてくるのも新しい変化である。「日米の軍事的協力体制は、平和主義の原則にも反し、わが国の意思とかかわりなく戦争にまきこまれるおそれがあるという反対意見もある。」(清水書院1980年検定版)「もし戦争がおこったばあいには、日米安全保障条約にもとづいて、自衛隊は国内にあるアメリカ軍の使用する「施設及び区域」をふくめて国土の防衛を分担し、アメリカ軍は攻撃を分担することになっている。これにたいして国民のあいだには、アメリカが戦争をおこせば、日本は自動的に戦争にまきこまれるという声もある。」(日本書籍1980年検定版)

さらに、学校図書の教科書は1980年の教科書全面改訂に際して、執筆者が入れ替わるとともに「国際社会と平和」の部分で、戦後の警察予備隊創設の背景や日米安全保障条約と自衛隊の関係、自衛隊の任務などについてくわしい記述がみられ、自衛隊の設立経過やはたしている役割が明確につかめるようになっていく。また、大阪書籍は、1980年検定版から憲法第九条にたいする政府解釈

の変遷をしめした新聞記事を資料として載せており、自衛隊理解を深めるのに有効である。

このような新しい変化は、1970年の教科書裁判判決（東京地裁、第二次教科書訴訟判決）において、教科書検定の違憲性を訴えた家永側の主張が認められたこと、さらに、長沼ナイキ訴訟に対して、1973年札幌地裁が自衛隊違憲判決をしたこと、などの画期的な動きが教科書の中の自衛隊記述に一定反映されているとみることができよう。

ところが、1979年から第二次教科書偏向攻撃が行われるなかで、自衛隊記述についても攻撃が行われた。教科書偏向攻撃側のバイブル的文書といわれた『疑問だらけの中学教科書』（筑波大学講師森本真章・帝京女子短期大学教授滝原俊彦著、筑波大学学長福田信之監修 昭和56年2月27日発行）では、「防衛費と数学の魔術」（第二章（2））という項目のなかで、「自衛隊は憲法違反か」「防衛費を過大にみせる数字の魔術」「日米安保条約で戦争にまきこまれるか」といった見出しのもとに、①教科書から愛国心の記述が消滅している②自衛隊が法律にもとづいて作られたことを全く無視し、憲法違反であることをほのめかす記述をしている③日本の防衛費を過大にみせかけようとしており、アジアで最も有力な軍事力であるとする教科書の記述は疑問が残る④日米安保条約で戦争にまきこまれるとの記述は中学生の心を安保破棄の方向へ誘導する意図をもっており、この記述は日本共産党の主張と軌を一にする、と攻撃を展開している。

この偏向攻撃に対しては、すでに明快な反論が¹⁴だされているが、ここであらためて確認の意味で反論のポイントをおさえておくことにする。

①——愛国心の名のもとで、侵略戦争に加担させられた戦前の歴史や教育に対する反省を一言も述べず、もっぱら、国防教育に直結した愛国心を述べている¹⁵。

②——多くの学者が自衛隊違憲論をもち、長沼裁判でも違憲判決が出ており、国論が二分している状況は、たとえ国会の多数決による法律にもとづいているとしても、憲法上の疑義が否定できないことをしめしており、違憲・合憲の両論並記は当然のことである。

③——『疑問だらけの中学教科書』のもとになった「森本レポート」では教科書(日本書籍)に軍事費の実額が書いていないような非難をあげせたが、これはしくまれたトリックで、実は実額はちゃんと書かれている^⑧。また、日本の軍事費は世界第8位(1980年度)であり、装備の質と量からしても教科書の記述は不当ではない。

④——日米安全保障条約の第5条(有事の際の相互防衛)・第6条(在日米軍施設、区域の提供と常時使用の認可)が日本を戦争にまきこむ危険性については、専門家も指摘しており、国民の中にも疑問がひろがっており、これは一部政党の主張ではない。

このような偏向攻撃にさらされた中学校公民的分野の教科書は、1983年に4分の1改訂が行われた(※東京書籍のみは教科書偏向攻撃のもとで全面改訂にふみきった)が、新しい改訂版は次に指摘するように、教科書偏向攻撃に沿った形で記述が変更している。

第一に、自衛隊が法律の制定によって、つまり保安庁法や自衛隊法にもとづいて成立したという記述にほとんどの教科書が変わっている。図3であきらかなように、1980年検定版では一社しか記述されていなかったのが、五社にふえている。偏向攻撃の直接の結果がここに見事に出ていることがわかる。

図3 「自衛隊法による成立」記述の有無(記述あり○、記述なし×)

検定年度 教科書会社	'80	'83
大阪書籍	×	○
学校図書	○	○
教育出版	×	○
清水書院	×	×
中教出版	×	○
東京書籍	×	○
日本書籍	×	×

図4 国の予算全体に定める防衛関係費の割合記入の有無(○防衛予算の記入あり◎のうち、国家予算に定める防衛関係費の割合の記入あり×防衛予算の記入なし)

検定年度 教科書会社	'68	'71	'74	'77	'80	'83
大阪書籍	×	×	×	○	◎	◎
学校図書	×	×	×	◎	◎	×
教育出版	×	×	○	○	◎	◎
清水書院	×	×	×	×	×	×
中教出版	×	×	×	◎	×	◎
東京書籍	×	○	○	◎	◎	◎
日本書籍	○	◎	◎	○	○	◎

第二に、二社をのぞいて「わが国の防衛関係費の推移」のグラフに、国の予算全体にしめる防衛関係費の割合が記入されるようになる。図4にしめたように、国家予算にしめる防衛関係費の割合の記入は、1977年からふえていくが、教科書偏向攻撃を受けて、'83年検定出版では、中教出版と日本書籍が記入するようになる。

さらに注目すべきは、日本書籍の教科書検定において、出版社が4分の1改訂を申請しなかった部分であるにもかかわらず、「自衛隊の一面のみを出している。」との検定指示^⑧により、自衛隊の積極的役割を記述した次のような部分が新しく挿入されている。「日本の平和と安全は、日米安全保障条約や自衛隊によって守られてきたという意見は強い。自衛隊は災害救助にも役立っており、その存在を認める世論もひろまった。」(日本書籍教科書P125)

(なお、中教出版の1977・1980年検定版と教育出版の1980年検定版は、ほんの数行しか自衛隊記述をしていなかったが、1983年の4分の1改訂において、自衛隊の成立経過や憲法第九条と自衛隊との関係について、違憲・合憲の両論を紹介するなど以前にくらべて少し改善されている。)

このように、1970年代後半に新しい芽がではじめたにもかかわらず、第二次教科書攻撃を受けて、教科書における自衛隊記述は教科書攻撃を念頭においた検定に沿った形にかえられていく部分がでてくる。まさしく、逆流現象のあらわれがここに典型的にでていなければならない。

おわりに

これまで、三期にわけて自衛隊記述の変遷を検討してきたが、ここで一定のまとめをしておこう。

自衛隊記述の変遷を通して総括的にいえることは、教科書検定の影が色濃く投影していることである。自衛隊の創設・強化の過程と第一次教科書偏向攻撃以降の教科書検定強化の過程とが時期的にぴったり重なっているわけであり、教科書における自衛隊記述はまさしく自衛隊を合憲的存在とする政府の憲法第九条解釈の変化に対応した検定の荒波をもろに受けてきたといえるであろう。

この教科書検定と検定を前提とした自主規制により、教科書における自衛隊記述のあつかわれ方が基本的に方向づけられてきた。確かに、初期に比べ、自衛隊記述の分量は増え、自衛隊創設の経過や現状、憲法上の問題点など必ず記述されるようになったが、1983年検定版でみると、憲法の平和主義をあつかった部分では記述されていない教科書が七社中三社あり、また、活字のポイントをおとして記述している教科書が二社（他に二社は一部活字のポイントおとす）ある。ここに、自衛隊記述がどのようにあつかわれてきたのかの一端をみることができる。

しかし、この点でなによりも問題なのは、自衛隊の基本的な問題点がきっちり記述されているかどうかである。自衛隊の創設や憲法上の問題については、教科書会社によりかなりの差があるものの、確かに記述されるようになるが、とりわけ次の二つの点については全くといっていほど記述されていないのである。第一に、日米安全保障条約の下で、自衛隊が米軍の補完部隊として位置づけられている点である。（1978年の「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）合意以降日米共同作戦態勢が急速に整えられ、「四海峡封鎖」発言にみられる“米軍は槍、自衛隊は盾”の役割分担はこの点を明確にしつつある。）第二に、自衛隊法でも明記された自衛隊の治安維持の任務が国民弾圧を目的とされる危険性がきわめて濃厚であるという点である。

このように、教科書における自衛隊記述は、自衛隊について一応の理解は得られるようにはなってきたが、自衛隊の実態と問題点を理解する上ではかなり不十分であるといわなければならない。この上に、第二次教科書偏向攻撃をへて、「はじめに」で述べたように、教科書検定は「検定強化」から「書かせる検定」の時代に移りつつあり、逆流のあらわれも一層顕著になりつつある。全面改訂された1985年検定版の公民教科書が1986年4月から学校現場に登場するが、この1985年検定版にたいする検定は自衛隊の合法性を強調し、自衛隊の役割にふれることを強要している^⑭。これらの検討は次の課題となろう。

(注)

⑭ 「教科書がねらわれている」（1981年5月1日発行、あゆみ出版）「ゆれる教科書問題への提言」（1982年11月20日発行、あゆみ出版）など

中学校公民的分野教科書における自衛隊記述の変遷(下) (前)

- ⑮ 「教科書がねらわれている」 P89
- ⑯ 「法律時報」誌(1981年5月号)が、日本の公法学者に対して行ったアンケートでは、418名の回答者の7割強が自衛隊は違憲と考えている。(合憲26.8%、違憲71.3%、わからない1.9%)
- ⑰ 「教科書がねらわれている」 P69
- ⑱ 「未来をひらく憲法教育」 P256
- ⑲ 日本出版労働組合発行の「教科書レポート'86」(1986年1月19日発行)は1986年4月から登場する新しい中学校公民教科書(1985年検定版)に対する検定については、自衛隊記述については次のように指摘している。「防衛費突出の記述にたいしては、『記述は一方的で、中学三年生に対する教育的配慮を欠く』とか、『金額で世界第八といっても、直接防衛費は少ないので、世界でも有力な軍事力とはいえない』と強弁。自衛隊法をあげさせて、自衛隊の合法性を強調しようとしているだけでなく、『自衛隊法第三条に定める自衛隊の役割にもふれよ』としているのは、さらに一步、踏み込んだ強要である。」(P8)